

工場・事業場排水の手引き



吹田市のイメージキャラクター
すいたん

吹田市下水道部

目 次

ページ

1. 工場・事業場排水の規制	1
2. 届出制度	2
3. 除害施設管理責任者制度	3
4. 水質の測定義務と報告の徴収	4
5. 立入検査と改善指導	4
6. 事故時の措置	5

特定施設一覧

(1) 水質汚濁防止法施行令別表第1	6～13
(2) ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2	14

下水排除の水質基準	15～16
-----------	-------

届出様式

下水道法

(1) 届出書（特定施設設置、使用廃止、氏名等変更など）	17～25
(2) 別紙1～6	26～31
吹田市下水道条例（除害施設管理責任者関連）	32～34

1 工場・事業場排水の規制

下水道の施設、機能等を守るために、工場・事業場排水には、下水道法及び吹田市下水道条例による規制があります。

(1) 特定施設と特定事業場

『特定施設』とは、人の健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設で「水質汚濁防止法施行令別表第1」(p6~13 参照) 及びダイオキシン類を含む汚水や廃液を排出する施設で「ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2」(p14 参照) に掲げられているものをいいます。(下水道法第11条の2)

特定施設を設置している工場・事業場を**特定事業場**といいます。

特定事業場とその他の工場・事業場(非特定事業場)では、水質規制や届出書類等が異なります。

(2) 下水排除の水質基準 (p15~16 参照)

工場・事業場が公共下水道へ下水を排除する場合は、水質基準以下にしなければ流すことはできません。

① 下水の排除の制限による規制 (下水道法第12条の2、吹田市下水道条例第15条)

特定事業場が公共下水道へ下水を排除する場合は、水質基準に違反すると直ちに罰則(懲役または罰金)がかかることとなります。(下水道法第46条の2)

また、水質基準を超えるおそれがあると認められる場合には、特定施設の構造・使用の方法、下水の処理方法等の改善又は下水道への排除の一時停止を命じられることがあります。(下水道法第37条の2)

② 除害施設設置等による規制 (下水道法第12条、同法第12条の11、吹田市下水道条例第16条、同条例第17条)

工場・事業場(特定事業場に限らず)は、上記の「下水の排除の制限による規制」を受けるものを除き、水質基準を超える下水を排除する場合には、水質基準以下にするよう除害施設を設置するなどの必要な措置をしなければなりません。

この規定に違反すると、下水の水質の改善又は下水道への排除の一時停止を命じられることがあります。(下水道法第38条、吹田市下水道条例第20条)

2 届出制度

(1) 公共下水道使用開始（変更）届出

公共下水道を使用しようとする工場・事業場（特定事業場に限りず）で、下記の届出要件に該当する場合は、あらかじめ届出が必要です。

	届出を必要とする場合	届出の種類（様式）	届出期限
1	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道を使用しようとするとき、最大排水量が50m³/日以上の場合 排水量に関係なく水質基準に適合しない下水を排除するおそれのある場合 使用開始後、届け出た排水量又は水質を変更しようとする場合 （下水道法第11条の2第1項）	公共下水道使用開始(変更)届 （様式第4）… p 17-18	あらかじめ
2	公共下水道を使用しようとするとき、特定施設を設置している場合（上記1に該当している場合を除く） （下水道法第11条の2第2項）	公共下水道使用開始届 （様式第5）… p 19	あらかじめ

(2) 特定施設の設置等に関する届出

特定施設を設置しようとするとき、あるいはすでに設置しているもので届出の要件に該当する場合は、届出が必要です。

特定施設の設置届・構造等変更届については、公共下水道管理者（市長）が水質基準に適合しないと認めるとき、計画の変更等を命じることができることと規定されています。（下水道法第12条の5）

	届出を必要とする場合	届出の種類（様式）	届出期限
1	公共下水道を使用するものが新たに特定施設を設置しようとする場合 （下水道法第12条の3第1項）	特定施設設置届 （様式第6）… p 20	特定施設を設置着工する 60日前まで
2	公共下水道を使用する工場・事業場にすでに設置している施設が新たに特定施設に指定された場合 （下水道法第12条の3第2項）	特定施設使用届 （様式第7）… p 21	特定施設に指定された日から 30日以内
3	公共用水域に排出していた特定事業場が新たに公共下水道を使用する場合 （下水道法第12条の3第3項）		使用開始日より 30日以内
4	上記の届出を行った特定施設の構造、使用方法、汚水の処理方法、下水の量・水質、用水・排水の系統の変更をしようとする場合 （下水道法第12条の4）	特定施設の構造等変更届 （様式第8）… p 22	変更の 60日前まで
5	上記1～3の届出後、氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称、所在地の変更があった場合 （下水道法第12条の7）	氏名変更等届 （様式第10）… p 23	変更した日から 30日以内
6	上記1～3の届出を行った特定施設の使用を廃止したとき （下水道法第12条の7）	特定施設使用廃止届 （様式第11）… p 24	廃止した日から 30日以内
7	上記1～3の届出を行った特定施設を届け出たものから譲り受け、借り受け、相続、合併、又は分割によって承継した場合 （下水道法第12条の8）	承継届 （様式第12）… p 25	承継した日から 30日以内

(3) 除害施設に係る届出

工場・事業場（特定事業場に限らず）で、除害施設を設置しようとするとき、あるいはすでに設置しているもので届出の要件に該当する場合は、届出が必要です。

	届出等を必要とする場合	届出等の種類（様式）	届出期限
1	公共下水道を使用するものが除害施設を設置しようとする場合又は届け出た事項を変更する場合 (吹田市下水道条例第16条)	除害施設新設（増設・改築）届 (様式第12号) …p32	工事着手の 1ヶ月前

3 除害施設管理責任者制度

この制度は、除害施設の維持管理を適正に行い、公共下水道を正しく使用していただくことを目的にしています。皆さんの工場・事業場で、除害施設管理責任者を選任し、届出または申請が必要です。

(1) 除害施設管理責任者に係る届出

	届出等を必要とする場合	届出等の種類（様式）	届出期限
1	除害施設管理責任者に選任されるものが公害防止管理者の有資格者である場合 (水質関係第1種～第4種) (吹田市下水道条例第18条)	除害施設管理責任者選任（変更）届 (様式第13号) …p33	除害施設設置の日から14日以内に選任し、選任した日から7日以内
2	除害施設管理責任者に選任されるものが市長の承認を受ける場合 (吹田市下水道条例施行規則第10条第1項第2号)	除害施設管理責任者選任承認申請 (様式第14号) …p34	除害施設設置の日から14日以内に選任し、選任した日から7日以内

(2) 除害施設管理責任者の業務（吹田市下水道条例施行規則第9条）

- ① 除害施設の操作及び維持に関すること。
- ② 除害施設から排出する排水の水質測定及び記録に関すること。
- ③ 除害施設の破損その他の事故発生時の措置に関すること。

4 水質の測定義務と報告の徴収

特定施設の設置者は、下表のとおり、下水の水質を測定し、その結果を5年間保存しなければなりません。（下水道法第12条の12）

また、公共下水道管理者は、公共下水道を適正に管理するために特定施設の設置者及び水質基準に適合しない下水の排除者から、施設の稼働状況、除害施設又は排除する下水の水質に関し、必要に応じて報告を徴収することができるようになってきています。（下水道法第39条の2）

測定項目	測定頻度
温度	1日に1回以上(排水期間中)
水素イオン濃度(pH)	1日に1回以上(排水期間中)
生物化学的酸素要求量(BOD)	2週に1回以上(排水期間中)
浮遊物質(SS)	1週に1回以上(排水期間中)
ダイオキシン類	1年に1回以上(排水期間中)
その他の項目	1週に1回以上(排水期間中)

*特定施設の設置者に義務があります。

*水質測定結果は5年間保存

*水質測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省建設省省令第1号）によること

5 立入検査と改善指導

本市では、随時、工場・事業場へ立入り、特定施設・除害施設等の稼働状況や下水の水質等を検査しています。（下水道法第13条）

立入検査の結果、問題があると思われる場合は、諸施設の運転方法の変更、改善の指導、命令などを行います。

工場・事業場の事業者においては、排除基準を遵守できるよう、常に維持管理を適正に行ってください。



6 事故時の措置

特定事業場から有害物質または油が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置を、速やかに公共下水道管理者へ届出なければなりません。応急の措置が講じられていない場合、公共下水道管理者が措置を講ずべきことを命令でき、命令に違反した場合、罰則が適用されます。（下水道法第 12 条の 9、同法第 46 条の 2）

下表に掲げる有害物質及び油が対象となります。

事故時の措置の対象となる物質及び油	
水質汚濁防止法施行令第 2 条各号に掲げる 28 種類の物質及びダイオキシン類	
カドミウム及びその化合物	1,1,1-トリクロロエタン
シアン化合物	1,1,2-トリクロロエタン
有機燐化合物	1,3-ジクロロプロペン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー
1,1-ジクロロエチレン	1,4-ジオキサン
1,2-ジクロロエチレン	ダイオキシン類
水質汚濁防止法施行令第 3 条の 4 各号に掲げる 7 種類の油	
原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	

※上記の事故が発生した場合は、速やかに本パンフレット裏表紙の問合せ先まで、ご連絡ください。

特定施設一覧表（1）水質汚濁防止法施行令別表第 1

1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
9	<p>米菓製造業又はこうじ製造の用に供する洗米機</p>
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設

11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設

21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	（平成 29 年 6 月 1 日より削除）
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	無機化学工業製品製造業(第 26 号に掲げる事業は除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

	イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニールアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	第31号から第36号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製

	造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 洗淨施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗淨施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗淨施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1・4-ジオキサンが発生するものに限り、洗淨装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 洗淨施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗淨施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗淨施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から第45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗淨施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

	イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

	<ul style="list-style-type: none"> イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗淨施設 ヘ 湿式集じん施設
63	<p>金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗淨施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗淨施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗淨施設
64	<p>ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗淨施設（脱硫化水素施設を含む。）
64 の 2	<p>水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 10,000 立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66 の 3	<p>旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗淨施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗淨施設
68 の 2	<p>病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ちゅう房施設 ロ 洗淨施設

ハ 入浴施設	
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの
	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（第 72 号及び第 73 号に掲げるものを除く。）

※旅館業(66 号の 3)については、下水道法上、温泉を利用する入浴施設のみが特定施設に該当します。

※試験研究機関等(71 号の 2)における環境省令で定めるものは、下記の 1～13 号のとおりです。

- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
- 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（第 1 号又は第 2 号に該当するものを除く。）
- 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物防疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設

特定施設一覧表 (2)ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2
(水質基準対象施設)

1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)

下水排除の水質基準

項目	対象	単位	特定事業場			その他の事業場
			平均排水量 50m ³ /日以上	平均排水量 30m ³ /日以上 50m ³ /日未満	平均排水量 30m ³ /日未満	
温度	℃		45	45	45	45
			40 (製造業)	40 (製造業)	40 (製造業)	40 (製造業)
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L		380	380	380	380
			125 (製造業)	125 (製造業)	125 (製造業)	125 (製造業)
水素イオン濃度(pH)	—		5~9	5~9	5~9	5~9
			5.7~8.7 (製造業)	5.7~8.7 (製造業)	5.7~8.7 (製造業)	5.7~8.7 (製造業)
生物化学的酸素要求量(BOD) 排水量が一日最大 50m ³ 以上に適用	mg/L		600	600	600	600
			300 (製造業)	300 (製造業)	300 (製造業)	300 (製造業)
浮遊物質(SS) 排水量が一日最大 50m ³ 以上に適用	mg/L		600	600	600	600
			300 (製造業)	300 (製造業)	300 (製造業)	300 (製造業)
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類)	mg/L		5	5	—	5 (平均排水量 30~ 1000m ³ /日未満)
			4 (平均排水量 1000~ 5000m ³ /日未満)			4 (平均排水量 1000~ 5000m ³ /日未満)
			3 (平均排水量 5000m ³ /日以上)			3 (平均排水量 5000m ³ /日以上)
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	mg/L		30	30	—	30 (平均排水量 30~ 1000m ³ /日未満)
			20 (平均排水量 1000~ 5000m ³ /日未満)			20 (平均排水量 1000~ 5000m ³ /日未満)
			10 (平均排水量 5000m ³ /日以上)			10 (平均排水量 5000m ³ /日以上)
窒素 排水量が一日最大 50m ³ 以上に適用	mg/L		240	240	240	240
			150 (製造業)	150 (製造業)	150 (製造業)	150 (製造業)
磷 排水量が一日最大 50m ³ 以上に適用	mg/L		32	32	32	32
			20 (製造業)	20 (製造業)	20 (製造業)	20 (製造業)
沃素消費量		mg/L	220	220	220	220

対 象 項 目	単 位	特定事業場			その他の事業場
		平均排水量 50m ³ /日以上	平均排水量 30m ³ /日以上 50m ³ /日未満	平均排水量 30m ³ /日未満	
カドミウム	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン	mg/L	1	1	1	1
有機燐	mg/L	1	1	1	1
鉛	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
砒素	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
総水銀	mg/L	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素	mg/L	10	10	10	10
ふっ素	mg/L	8	8	8	8
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
フェノール類	mg/L	5	5	5	5
銅	mg/L	3	3	3	3
亜鉛	mg/L	2	2	2	2
溶解性鉄	mg/L	10	10	10	10
溶解性マンガン	mg/L	10	10	10	10
全クロム	mg/L	2	2	2	2
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	10	10	10
色	—	放流先で支障をきたすような色を帯びていないこと			

備考

※赤字(灰色網掛け)で記載されている箇所は直罰が適用される水質基準です。

※黒字で記載されている箇所は除害施設の設置などが必要な水質基準です。

※製造業の基準は、下水道施行令第9条の5第2項に該当する事業場に適用されます。

事業場排水を下水道へ排除する場合には、上記の水質規制がかかります。

(特定施設を設置しているか、製造業であるか、1日あたりの排水量によって規制値や罰則が異なります。)

公共下水道使用開始（変更）届出書

年 月 日

吹田市長

殿

申請者

住 所

電 話 番 号

氏名又は名称

法人にあつては
その代表者の氏名

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので届け出ます。

排 除 場 所		排水口数			
排 出 汚 水 の 水 量 及 び 水 質	水 量	月平均	立方メートル	日最大	立方メートル
	水 質	別紙のとおり			
開 始（変 更）年 月 日	年 月 日				
処 理 方 法		施 設 名 称			

排 水 口						
月 量		(m ³ /月)				
水 質	温度	(℃)				
	アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	(mg/L)				
	水素イオン濃度 (pH)	(—)				
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	(mg/L)				
	浮遊物質 (SS)	(mg/L)				
	ノルマルヘキサン 抽出物質	鉱油類	(mg/L)			
		動植物油脂類	(mg/L)			
	窒素	(mg/L)				
	燐	(mg/L)				
	沃素消費量	(mg/L)				
	カドミウム	(mg/L)				
	シアン	(mg/L)				
	有機燐	(mg/L)				
	鉛	(mg/L)				
	クロム (六価)	(mg/L)				
	砒素	(mg/L)				
	総水銀	(mg/L)				
	アルキル水銀	(mg/L)				
	ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)				
	トリクロロエチレン	(mg/L)				
	テトラクロロエチレン	(mg/L)				
	ジクロロメタン	(mg/L)				
	四塩化炭素	(mg/L)				
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)				
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)				
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)				
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)				
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)				
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)				
	チウラム	(mg/L)				
	シマジン	(mg/L)				
	チオベンカルブ	(mg/L)				
	ベンゼン	(mg/L)				
セレン	(mg/L)					
ほう素	(mg/L)					
ふっ素	(mg/L)					
1,4-ジオキサン	(mg/L)					
フェノール類	(mg/L)					
銅	(mg/L)					
亜鉛	(mg/L)					
鉄 (溶解性)	(mg/L)					
マンガン (溶解性)	(mg/L)					
全クロム	(mg/L)					
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)					
色	(—)					
※						
摘 要						

備考 1 ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。

2 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。

3 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

公共下水道使用開始届出書

年 月 日

吹田市長

殿

申請者

住 所

電 話 番 号

氏名又は名称

法人にあっては
その代表者の氏名

次のとおり公共下水道(流域下水道)の使用を開始するので届け出ます。

排 除 場 所	
排 水 口 数	
開 始 年 月 日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類	

備考 「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。

特 定 施 設 設 置 届 出 書

年 月 日

吹田市長

殿

申 請 者

住 所

電 話 番 号

氏名又は名称

法人にあっては
その代表者の氏名

下水道法第12条の3第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙 のとおり	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙 のとおり	※備 考	
△汚水の処理の方法	別紙 のとおり		
△下水の量及び水質	別紙 のとおり		
△用水及び排水の系統	別紙 のとおり		

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4 とすること。

特 定 施 設 使 用 届 出 書

年 月 日

吹田市長

殿

申 請 者

住 所

電 話 番 号

氏名又は名称

法人にあつては
その代表者の氏名

{ 下水道法第12条の3第2項 } の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。
{ 下水道法第12条の3第3項 }

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙 のとおり	※ 審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	別紙 のとおり	※ 備 考	
△ 汚水の処理の方法	別紙 のとおり		
△ 下水の量及び水質	別紙 のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別紙 のとおり		

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

様式第八（第十条関係）

特定施設の構造等変更届出書

年 月 日

吹田市長

殿

申請者

住 所

電 話 番 号

氏名又は名称

法人にあっては
その代表者の氏名

下水道法第12条の4の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類		※ 施 設 番 号	
△特 定 施 設 の 構 造 （ 特定施設の使用の方法 汚水の処理の方法 下水の量及び水質 用水及び排水の系統 ）	別紙のとおり	※ 審 査 結 果	
		※ 備 考	

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照されるものとする。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむ得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

氏 名 変 更 等 届 出 書

年 月 日

吹田市長

殿

申 請 者

住 所

電 話 番 号

氏名又は名称

法人にあつては
その代表者の氏名

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、下水道法第12条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前			
	変更後			
変更年月日	年 月 日	※整理番号		
変更の理由		※受理年月日	年 月 日	
		※施設番号		
		※備考		

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

吹田市長

殿

申 請 者

住 所

電 話 番 号

氏名又は名称

法人にあつては
その代表者の氏名

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第12条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

承 継 届 出 書

年 月 日

吹田市長

殿

申 請 者

住 所

電 話 番 号

氏名又は名称

法人にあつては
その代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第 12 条の 8 第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※ 施設番号	
特定施設の設置場所		※ 備 考	
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

特定施設の構造及び使用の方法

特定施設名称 (特定施設番号)	(—)	(—)									
型 式											
構 造	別図 () のとおり	別図 () のとおり									
主 要 寸 法	別図 () のとおり	別図 () のとおり									
能 力											
設 置 数	基	基									
特定施設設置場所 及び主要機械又は 主要装置の配置	別図 () のとおり	別図 () のとおり									
着 手 予 定	年 月 日	年 月 日									
完 成 予 定	年 月 日	年 月 日									
使 用 開 始 予 定	年 月 日	年 月 日									
特定施設を含む 操 業 の 系 統	別図 () のとおり	別図 () のとおり									
特定施設の使用 時間及び季節的 変 動 の 概 要	時～ 時 () 時間	時～ 時 () 時間									
使用原材料の種類 と1日当たりの量											
当該特定施設 から排出され る汚水の水質 及び量	水 量	水 質				水 量	水 質				
	最大	m ³ /日					m ³ /日				
	平均	m ³ /日					m ³ /日				
その他特定施設の 構造及び使用の方 法について参考と なるべき事項											

備考 構造、主要寸法及び能力の欄の記載については、詳細な図面を利用して、その概要を明記すること。

汚水の処理の方法

汚水処理施設名		
設置場所	別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり
着手予定	年 月 日	年 月 日
完成予定	年 月 日	年 月 日
使用開始予定	年 月 日	年 月 日
処理施設の概要 (図面添付のこと)	別紙3のとおり 別図（ ）のとおり	別紙3のとおり 別図（ ）のとおり
汚水の処理の系統 (フローシート)	別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり
汚水の集水及び 導水の方法	別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり
処理施設の使用時間 及び季節的変動 の概要	時～ 時 ()時間	時～ 時 ()時間
処理に要する消耗 資材の1日当りの 用途別使用量(kg)		
処理前後の汚水の 水質及び水量	別紙3のとおり	別紙3のとおり
残さの種類及び生 成量並びに処理方 法の概要		
公共下水道へ排除す る方法及び雨水の排 出方法	別図（ ）のとおり	別図（ ）のとおり
排出口の数 (内、雨水口数)	本(雨水 本)	本(雨水 本)
雨水の排出先		
その他汚水の処理 の方法について参 考となるべき事項		

備考 処理施設の概要、汚水の導水経路、排水口については、詳細な図面を利用して明記すること。

除害(処理)施設の概要

排水系統別 処理水量	処理水量	m ³ /日	処理水量	m ³ /日	
	(系)	m ³ /日)	(系)	m ³ /日)	
	(系)	m ³ /日)	(系)	m ³ /日)	
	(系)	m ³ /日)	(系)	m ³ /日)	
装置名	容量	滞留時間	装置名	容量	滞留時間
		時間 分			時間 分
		時間 分			時間 分
		時間 分			時間 分
		時間 分			時間 分
		時間 分			時間 分
		時間 分			時間 分
		時間 分			時間 分
		時間 分			時間 分

処理前後の水質及び水量

		水質 水量								
処理前	最大		m ³ /日							
		m ³ /日								
	平均	m ³ /日								
		m ³ /日								
処理後	最大	m ³ /日								
		m ³ /日								
	平均	m ³ /日								
		m ³ /日								

用水及び排水の系統

用水の種類及び量	上水道	最大平均	m ³ /日	最大平均	m ³ /日	
	工業用水道	最大平均	m ³ /日	最大平均	m ³ /日	
	地下水	最大平均	m ³ /日	最大平均	m ³ /日	
	その他の用水 ()	最大平均	m ³ /日	最大平均	m ³ /日	
	計	最大平均	m ³ /日	最大平均	m ³ /日	
排水の種類及び量	排水口	No.1		No.2		
	作業排水	最大平均	m ³ /日	最大平均	m ³ /日	
	冷却水	直接	最大平均	m ³ /日	最大平均	m ³ /日
		間接	最大平均	m ³ /日	最大平均	m ³ /日
	生活排水	最大平均	m ³ /日	最大平均	m ³ /日	
	その他の排水 ()	最大平均	m ³ /日	最大平均	m ³ /日	
	計	最大平均	m ³ /日	最大平均	m ³ /日	
	総計	最大平均	m ³ /日	最大平均	m ³ /日	
用水及び排水の系統図	別図 () のとおり			別図 () のとおり		

処理によって生ずる残さ及びその他廃液の処分方法

残さ又は廃液の種類	主な発生場所	有害物質の有無	1ヶ月当りの発生量	処分頻度	保管方法	処分方法 (業者委託の場合は業者名)

除害施設新設（増設・改築）届出書

年 月 日

吹田市長 あて

申請者

住 所

電 話 番 号

氏名又は名称

法人にあつては
その代表者の氏名

吹田市下水道条例第16条第2項の規定により、除害施設について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称及び所在地	名称	所在地			
新設（増設・改築等）の別	新設・増設・改築・その他（ ）				
作 業 内 容					
除害施設設置（措置）場所					
除害施設の構造及び能力	構 造				
	処理能力				
下 水 の 量 及 び 能 力	排出水量	最大	m ³ /日	(作業排水 m ³ /日)	
		平均	m ³ /日	(作業排水 m ³ /日)	
	水 質	項目			
		処理前			
	処理後				
除害施設工事着工・竣工予定	着工予定	年	月	日	
	竣工予定	年	月	日	
添 付 書 類	付近の見取図		除害施設の設置計画書		
	配置図		資金計画書		
	生産工程図		用水及び排水経路		

届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4とすること。

様式第13号

除害施設管理責任者選任（変更）届出書

年 月 日

吹田市長 あて

申請者
住 所
電 話 番 号
氏名又は名称
法人にあっては
その代表者の氏名

吹田市下水道条例第18条第1項の規定により、除害施設管理責任者を選任したので次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
除害施設管理責任者の氏名		※審査結果	
所 属 部 課 名		※備 考	
資 格 の 種 類	公害防止管理者水質関係第 種		
資 格 取 得 年 月 日	年 月 日		
(変更の理由)			

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 資格を証明する書類（写）を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とすること。

除害施設管理責任者選任承認申請書

年 月 日

吹田市長 あて

申請者

住 所

電 話 番 号

氏名又は名称

法人にあつては

その代表者の氏名

※本人による自署又は記名押印してください

吹田市下水道条例施行規則第 10 条第 1 項第 2 号に規定する除害施設管理責任者の資格について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称		選任の理由
工場又は事業場の所在地		
除害施設管理責任者に 選任しようとする者の氏名	(ふりがな)	
所 属 部 課 名		

年 月 日

上記申請の除害施設管理責任者の選任について、下記の条件を付して承認します。

吹田市長

Ⓜ

条件

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

問合せ先 吹田市下水道部水再生室水質管理担当

〒564-0043 大阪府吹田市南吹田 5-35-1

TEL 06-6384-5855

FAX 06-6384-1005

E-mail : gesui_sui@city.suita.osaka.jp



令和7年4月改訂
【2025年】